

葉山嘉樹論への試み

— 暗黒時代の二つの姿 —

* 浅 田 隆

(一)

ここで言う暗黒の時代とは、昭和初年代から敗戦にいたる思想弾圧が激甚をきわめた時代を指すが、昭和一〇年（一九三五）前後の状況は平野謙氏が『昭和文学史』（昭38・12 筑摩叢書）の中で

その題材の描きかたは嚴重に枠がきめられていたのである。そこにあるものは、つねに忠勇義烈の皇軍のすがたであり、増産にいそしむ農民のすがたにはかならなかつた。しまいには形容詞ひとつでさえ、規格品めいたきまり文句が生じたのである。文学的荒廃とマナリズムがそこに生れぬはずはなかつたのである。

と言っているように、激烈なものであつた。ここでは左右を問わず、国策に批判的な勢力の一切が封殺されたのである。

平野謙氏は「形容詞ひとつでさえ、規格品めいたきまり文句が生じた」と記していたが、例えば右の文中から例をとれば「皇軍」は常に「忠勇義烈」と形容されねばならないといった体のものである。つまり「皇軍」兵士は常に雄々しく、いかなる逡巡も持つてはならないのである。否、持つてはいいとされたのである。したがって、文学の方面から言えば、雄々しくない、逡巡を持ち、敵を殺すことにいたみ

を覚えるような「皇軍」兵士は、現実の戦場での姿（真実）はどのようなであれ、公表される段階では居てはならない、と言うより居ない（拒絶された真実）のである。後にも少し触れるように、この禁忌に触れた最も有名な事件の一つに石川達三の「生きてゐる兵隊」（昭13・3「中央公論」発禁事件（昭13・2・18）がある。

家永三郎氏『太平洋戦争』（昭43・11 岩波歴史叢書）には、日本の海外派兵正当化の論理をコンパクトに凝縮した多くの標語が紹介されている。「大東亜共栄圏」という考え方がことばとして明示され始めたのは対米英開戦（昭16）直前のことだったが、このような発想は海外侵略正当化の論理（実は事実隠蔽の論理）や戦争そのもののエスカレーターへの到達点にすぎないと言えよう。簡単に整理するとつぎのようであるらしい。

○満州事変（昭6）

「自衛権の発動」（大陸侵略開始）、「五族共和・王道楽土の建設」（満州国）

○日中戦争（昭12）

「暴支膺懲」「更生新支那建設」「日滿支三国の結合」「大東亜新秩序の建設」「八紘一字」

○大東亜戦争 (昭16)

「大東亜共栄圏の建設」(南部仏印進出)、「東亜の安定勢力なる帝國の地位の擁護」「自存自栄」(対米英開戦)

このような標語を見れば明らかなように、そのほとんどが「大東亜共栄圏」や「八紘一宇」に象徴される共同体的思想を、その発想の根幹に持っているということである。しかしながらそのような美的共同体など、すでに国内のどこを探してみても見あたらないのである。

大衆は文字通り餓死しつゝあるのだ。餓死と政治家。何と云ふ縁遠い問題であらう。そして又、何と身近かな問題であらう。政治家たちが、大衆を殺してゐるのだ。金融ブルジョア、中小ブルジョアと協力して。(昭8・8・4)

今重大なことは、中央は勿論だが、農村の隅々まで、官民の分離が劇甚を極めてゐる。村吏、村属など、村民の生活の接触など全く無くなつてゐる。

昔の代官と百姓の関係に似てゐる。(昭10・2・9)

と葉山嘉樹が『日記』(葉山嘉樹日記) 昭46・2 筑摩書房)に記してゐるように、国内でさえ、このように分断された現実があつたが、右の標語群は、このような分断された現実に至る根着かない、あるいは、分断された現実を意図的に隠蔽し、国民の眼を海外にそらすとする意図のもとに成立した標語でもあつた。そして支配権力は、あらゆる強権の発動によって民衆をこれらの発想を支える価値体系の中に組み込んでいったのである。それは石川達三「生きてゐる兵隊」発禁事件が如実に物語つていゝと言へるだろう。人々は右のような標語に象徴される価値体系への絶対服従と賛仰を強いられ、石川のように自覚的な反戦思想を持たない者でさえ、捏造された共同体が志向する秩序及

びその維持という命題と、ほんのわずかでも抵触すると抹殺される時代であつた。

右のような時代状況については、筆者のような門外漢(ましてその時代を知らない)が論じるまでもなく、すでに多くのすぐれた研究や報告が為されているが、以下に、もう少し具体的に確認しておきたい。

平出禾氏の『プロレタリア文化運動に就いての研究』(昭40・9 復刻柏書房)には、当時の左翼運動が置かれていた社会的状況を知る上で参考となる数字がかなり記されている。例えば「主要左翼文化雑誌調」(巻末附録)によると、大正一三(一九二四)年の『文芸戦線』創刊から昭和一三(一九三八)年の「生きてゐる兵隊」発禁事件までの約一五年間に創刊された雑誌のうちで、廃刊四二、そのうちの三九が昭和六(一九三一)〜一三年までの八年間に集中しているのである。雑誌類の廃刊については内部分裂や統合合併などの雑多な事情によるものもあろうが、六年以降の八

年次	6	7	8	9	10	11	12	13	計
件数	7	7	10	6	3	2	0	4	39

年間への集中は、やはり無視出来まい。また「左翼刊行物発禁件数調」(同右)によると、左翼単行本、左翼雑誌、文芸雑誌などの発禁件数は次表のとおりである。これによると、昭和七(一九三二)年をピークに発禁件数は下降するが、決して弾圧がゆるめられたわけではない。先の雑誌類の廃刊も大きな原因であつたと言へるが、平出氏の

年次	4	5	6	7	8	9	10	計
件数	202	555	657	872	749	198	84	3317

「治安維持法違反起訴者所属団体調」(同右)から「起訴総人員」のみを抜き出した次表でもわかるとおり、起訴を免れ執筆する者が少なくなつてしまつたことも想像される。

年次	人数
3	530
4	344
5	461
6	313
7	657
8	1294
9	508
10	111
計	4218

祖父江昭二氏はこの『プロレタリア文化運動に就いての研究』の性格について「原資料ではなく、その性質が特殊である

とは言え、『研究文献』に当るものとしてあつかわねばなるまい。(中略) 原史料の直接的な研究にとってかわるべき性質のものでは全くないのである(付録「解題」)と述べている。確かに祖父江氏の指摘のとおり、特殊目的のために現職検事がまとめたもので、右に掲げた数字も絶対的なものではなからう。しかし、右の三つの表が昭和七・八年頃にすべてピークを持っていることだけは注意しておかねばなるまい。

例えば左翼運動陣営にかかわる昭和八年の事件として、二月の小林多喜二虐殺があり、六月の佐野学と鍋山貞親の獄中転向ならびに「共同被告同志に告ぐる書」(昭七・一「改造」)の発表がある。これら二つの事件は当時の運動関係者にとって、大きな打撃であったろうことは想像にかたくない。特に佐野ら指導者の転向後一か月のうちに「未決囚の三〇%(一三七〇名中四一五名)、既決囚の三六%(三九三名中一三三名)が(転向を)浅田(上申した)」(高倉通敏「二国社会主義者」佐野学・鍋山貞親)、「転向」(昭三四・一 平凡社)らしい。さらに一説によると昭和九年十年には転向者は九〇パーセントに達したとも言(大江志乃天他編『近代日本史の基礎知識』昭四七・九 有斐閣)。

また、これら官憲の左翼弾圧を法的に保証する動きとしても、第六四帝国議会(昭七〇)で「衆議院・貴族院が思想取締強化の決議を採決したのをうけて」(同右)第六五(昭八〇)・第六七(昭九〇)帝国議会に「治安維持法改正法律案」が上提されている。「法律案」の成立は昭和一六(一九四一)年まで持ち越されはしたものの、苛烈な内容を持つ「改正法律案」が成立する雰囲気は、十分に熟成していたので

ある。

この「改正法律案」が議会上に提されたことの対社会的意味は重大であった。平出氏のことばによれば「治安維持法改正案」は国体変革を目的とする結社の支援結社自体を目標として其の組織、加入等の行為を処罰する規定を包含してゐた為、我が国プロレタリア文化運動陣営に与へた影響は「甚大であつた」ようである。この平出氏の觀察については、

本報告書は(中略)自由研究の結果にして司法部内に於ける執務上の参考資料として配付する便宜上筆写に代へたるものなり

と巻頭「緒言」に記しているが、いかに「自由研究」とはいえ、直接的に治安当局側に身を置く「現職の検事が調査・研究した報告」であるという性格上、「作爲的な事実認識にかかわるあやまり」(祖父江氏「解題」)も当然考えておかねばならず、さらには、社会的影響關係の觀察については、自画自讃的傾向も当然考慮しておかねばなるまい。

しかしながら、事実として、平出氏が言うように「影響」は「甚大」であつた。例えば日本プロレタリア作家同盟(ナルプ)の「解体の声明」(昭九・二・22付『日本プロレタリア文学大系』(6)「収載」昭二九・11 三「書房」)にもその傍証を得ることは出来よう。

一、今日、日本のプロレタリア文学運動は、帝国主義的危機にともなう支配階級の極度の反動化と、プロレタリアートの政治的勢力の一時的衰退との相対的關係の中で、未曾有の困難な条件の下に置かれてゐる。特に最近に於ける治安維持法の改悪の意図は、前者の最も露骨な表示であり、近時急激に強められて来た支配階級の、階級闘争への惨虐な攻撃の合法化の意図である。プロレタリアートの政治的勢力は今日、これをはね返し得る情態から遙かに距つてゐる。このような解体理由(一部)にも「改正法律案」の「影響」を十分に

うかがうことができるだろう。^①

右のような「改正」の動きは、先に(昭3・6・29)「治安維持法」が緊急勅令によって死刑・無期刑を最高刑にするように「改正」されたのに続き、さらにその適用範囲を拡大しようとする意図のもとに行われていたのであって、運動の支援組織を適応対象の中に含み込ませることで、運動は孤立化せざるを得ず、さらには事実が法に先行(先行する事実を法改正によって合法化しようとした)し、現行「治安維持法の拡大適用」がまかりとおっており(松尾洋「治安維持法」昭46・11新日本新書)、彼らの危機意識は意識の段階を越え、危機そのものであった。

中島健蔵氏は「当時は、一たん有罪となると、いつまでも保護監察を受けることになる。もはや言論や行動の自由は、公然と制限される」(『青野季吉の日記について』「人民戦線事件」以後の彼)、『青野季吉日記』昭39・7(河出書房)とも言っているが、先の「改正案」の中には「予防拘禁」という新しい制度が盛り込まれており、昭和一一(一九三二)年五月二十九日には「思想犯保護観察法」が公布されている。ちなみに、その時点での被検挙者総計約五万九千名、入獄中九〇九名、非転向者一一〇名(『近代日本総年表』昭43・11 岩波書店)。

(二)

前節のように支配権力による思想弾圧は激烈なもので、あの手この手による思想統制は国家という唯一の公然たる合法武力(暴力)の行使機構に保障され、どこまでも治安維持の名のもとに言論弾圧が制度化されていった時代であった。しかしここではあの手この手の思想統制の方法を問題にするのが目的ではなく、前節に述べた状況の中での

文学の姿を見てみようと思う。

人々の中には指口令下にあつて表現の自由を失いながらも、合法性の限界すれすれで、「奴隷の言葉」(後述)を駆使しながら、一種の抵抗を試みる場合もあった。しかしながら、同時に、前節の権力の強制を下から支えて行くような動きをする場合もあったのである。本節では国の政策に迎合する、所謂国策文学の姿について見ておきたい。というのは、権力の強制という面からのみ歴史を見るならば、権力の座に遠いというだけで、一切が免罪されてしまうということもあり得ることになる。社会や学校、場合によっては家庭も含め、あらゆる教育は多くの場合、「社会への適応」という命題のもとに、秩序内にまるくおさまるような価値観を教化し勝ちであり、結果的には、社会の支配者集団にとって有利な秩序観を注入していることが多い。したがって以下に見ようとする、権力への民衆の迎合的姿勢も、長い教育の過程で注入された結果であると言ふことも出来なくはない。しかしそのような受け身の民衆観に立つとき、歴史を支配者の強制の面のみ焦点を合わせて読むこととなり、民衆の主体性の認識が欠落してしまうように思う。例えば戦争という危機が通り過ぎた後に残るものは、言わば「仕方がなかったのだ」という言葉に代表される被害者意識や、それと平行したところに生じる免罪感―罪はすべて権力を持った支配者にあるのだという―ばかりである。

しかしながら、国家(天皇)の名のもとに権力を行使した具体的な個人や集団を、現実社会の広がりの中に戻して見ると、被支配者たる民衆と権力の行使者とを明瞭に区別し得るような境界は全く見出し難いのである。また、概念としての被支配民衆は存在するものの、現実の民衆は支配権力の代行者的側面を常に持つていたことに気付くはずである。例えば「国防婦人会」(昭7〜)のヒステリックな、そしてフ

アナチックな運動や、各種産業報国会（昭13頃）の誠実な自己規制を見るだけでも明らかであり、民衆は相互規制的に支配権力を日常生活の中で行使していたのである。さらに民衆は、国家の政策に直接的・具体的に参画する行為の中で、一種の激しい喜びをも見出し得たのではなからうか。これはあくまでも民衆像の一面でしかない。しかし、このような側面を無視して、責任の所在を強制という歴史観に従って、権力機構を上へ上へとたどって行くならば、天皇個人に到達するに違いない。しかし、個人としての天皇に責任の一切が所在するのではなく、寧ろ天皇を絶対頂点とする機構と、その機構を支えた個人や集団の価値体系にこそ問題があるはずなのである。そのような権力機構の総体や具体的日常生活者としての個人が、どのような価値観・秩序観を持っていたのかという部分を自らに問い直す形でしっかりと見つめておかない限り、結局は歴史の表層を現象的にたどるにすぎないことになってしまふのではなからうか。

「ずい分まわりくどい言い方をしてしまったが、被支配者・非主権者たる民衆の側に、積極的・消極的な権力の支え手の側面があったのではないか、ということである。

支配者の秩序に積極的に参加し、秩序の具体的・積極的支え手となった民衆像は、美化され誇張され、政策的に流布していた軍国美談・戦陣美談・銃後美談の中に見ることが出来る。しかし、美談の素材となった行為者の存在という点だけでなく、政策的・作爲的に流布された美談は、それを美談として受容する者がない限り「美談」として成立し得ないということを考えるならば、多くの「美談」はさらに多くの支え手としての受容者を持つていたと言えるのであり、美談を「美談」と容認する価値観を持つ多くの人々がその背景に居たことを、忘れてはならないだろう。

さて、和田伝「日本の村長」（昭18・12 鶴書房）もまた、おびただしい美しい農民像を見せてくれる。和田自身が「後記」で「事実の記録ではない」と断っているように、これは小説である。しかしことさらに「徳島県板野郡松茂村の報国農場制による共同作業をモデルとして書いた小説であつて、事実の記録ではない」と言っていることは、裏をかえせば、松茂村との間にかなり近い事実関係があるということでもあらう。「本篇に書いてある農業上の数字や年月日は事実に基づいて正鵠を期した」と記していることからそれは想像できることだろう。

「日本の村長」は二木という松茂村村長（モデルは三木直三郎）の二〇年にわたる農村経営の結果、「愛国の熱誠」に支えられた「産業報国」の精神によつて、村を一つの「食糧増産報国農場」に仕上げ、「共同作業」によつて農作業を展開し得るようになった過程を作品化したものである。そこに生きる農民たちは、国家と農民を有機的な連続関係でとらえ、村を媒体として個人と国家の利益を等質なものとしてアナチックに認識しているのである。そして、このような認識に立つ農民の姿に対して、きわめてアイロニックなのは、村の指導者たる村長が、私的な利害に最も淡白な人物として描かれている点である。つまり、滅私という面では村民の側にあり、村の指導者として「報告農場」を編成しようとする面では権力機構の代理人なのである。そして村民たちは、村長の滅私の態度の中に国家像を描いているのである。

「日本の村長」は太平洋戦争開始後の昭和一八（一九四三）年の作品で、それは大國を相手に開戦した結果国内は疲蔽し、総力戦論・自力更生論が一層強く叫ばれていた頃である。自力更生運動は既に滿州事変の頃から始まっており、本来、昭和四（一九二九）年頃からの大恐慌への農本主義的自己防衛体制でもあったのだが、戦時体制の慢性化と

それにとまう生活の疲蔽の中で、体制側の価値体系の中に組み込まれるのであり、『日本の村長』は昭和一六（一九四一）年の「国民徴用令」によって労働力が低下する農村において、いかに労働力を確保し生産力を高めるかという体制側の要請を、最も強力な自力更生体制によって積極的に受け止めた実績をプロトタイプとして提示しているのである。こうした意味で、作品自体も十分に文学報国の線上に立ち得ているわけである。

もう少し分析的な批評をしておきたい。総力戦体制を国民に強いねばならない無暴力な侵略戦争に突入したのは、主として巨大な資本の利己心と好戦的軍部との結託の結果でありながら、農民が私的な経済性追求（兼業化・出稼ぎ）をすることについては、つぎのような論法で悪徳視するのである。

田圃は、陛下の御土地ぢや。百姓は、陛下の御土地をおあづかりして耕作しとるんぢやといふ精神でやらにやならん

誰のぢや彼のぢやといふ稲ぢやない。こりやみんな（中略）国の稲ぢや。国家の食糧になる稲ぢや

よう思ひ切つて一五円の日当を棒に振つたなあ。

紙幣は食へも飲めもせんもんなあ。燃しても湯も沸かんわ

巨大な私利の追求とは逆に、農民には無私の奉仕が強いられ、彼らは結果として「長い昼の疲れで、夜になれば精性な百姓ほど早く寝てしまふ。殆んど飯を噛み噛みのやうに寝床に匍ひ込む」ことになるのだが、こういう極度な誠実さが美しい農民像として描かれているのである。

しかし、このように見てくると強制の側面ばかりを見ることになつ

てしまうだろう。作品中、一農民の声として、

われわれ百姓の気持と言ふと軽く聞こえるが、百姓の心理と云はうか、精神と言はうか、それには、数字やなんかでは割り切れないものが多くある。つまり合理主義や便宜主義ではどうしても割り切れない沢山のものがある。割り切れないからと云つて（後略）

わたしもさう思ひます。割り切れないからと言つて、従来はそれをとかく否定的なものに考へ勝ちだつたけれど、わたしはさうは思はなかつた（後略）

と言わせ、これを肯定的に発展させている。この部分は、松茂村の共同作業をどのように進めるかという重要な部分における発言で、作品の結論に発展させる重要なポイントとなっている発言でもある。昭和一八年三月には「日本出版文化協会」が結成され、情報局の肩代り機関として用紙割り当て権を握り出版界を思想統制することになったが、この和田の『日本の村長』も、そのような出版界の背景の事情に、あるいは規制されるところがあるのかも知れない。しかし、右の引用部分には、農民文学者和田伝の農本主義的思想が明瞭に表出されていると言えるのではなからうか。

農民及び農村は「合理主義や便宜主義」とは本来対立的なところにあるという認識であり、その故に土との触れ合いの中で「実行が解決してくるよ。心配はいらんと思ふ」というように、実践によって合理的の世界を合理化しようとする思想である。社会の総体は所有関係の葛藤と分配の不平等によって揺れているにもかかわらず、そしてそれが合理主義精神の帰結であるとすれば、農村はそうした社会的総体とは別なところにある反合理主義的な社会であるとするのである。農村と都市とを対立的に捉えるにしても、資本の論理に浸蝕された社会

的総体の中に相対化されていなければならないにもかかわらず、ここでは、農村自体を自己完結的な社会として独立させる傾向が見られ、都市を悪しき消費の象徴として、農村の本来的な善に対立させる考え方である。その故にまた、資本の論理とは対立する概念として、滅私報国の実践主義が顔を出し得ているのである。「紙幣は食へも飲めもせんもんなあ。燃しても湯も沸かんわ」（前引）という言葉の矛盾は茶番とさえ言えるものであること明らかである。「紙幣」を交換手段と考えることをあえて拒否し、物自体の世界に強引に引きずり込んでしまふのである。

さらに言えば、反合理主義的社会とされる伝統的社会の中にも利己心はあるのであり、私有財産への執着はあるのだが、単純に利己心及び利潤追求を都会的なものとたたづけてしまっているところに、そして農村における利己心を都市的なものの農村侵入の結果と見なしているらしいところに、最大の問題があると言わねばならない。

『日本の村長』に見られるこのような思想の傾向は、秦賢助の『農民魂』（昭17・3 鶴書房）の中に、さらに露骨な形で、さらに文学性を無視した啓蒙的手法で作品化されている。次に「中央教化団体聯合会」名で付された「序」を引いておこう。

修養文学の新鋭作家である秦賢助君が、郷里に近い農村の実情に取材して、自由主義個人主義華やかなりし頃の窮乏せる農村が、驟然日本精神に目覚め、皇国農民魂を奮ひ起し、挙村一致更生の意氣に燃え、致々廿々二十ヶ年に互る努力を続けた結果、県下一の難村から時局下国策線に即応して、凡ゆる障害を克服しつゝ増産に挺身する優良村に至つた、涙ぐましい努力と熱を、流麗なる筆致を以て叙述せるもの、皇国農民魂を奮ひ起したしむること多大なるものあるを信じ、敢へて江湖に推薦する次第である。

この「序」を読むだけで、作品の内容はおよそ想像し得るにちがいない。

右の二作品が、ともに一種の報告文学の形をとっている点も注意しておきたいが、農民達は、労働力を工場や戦場に徴用されながら、一方では総力を結集する形で自力更生が強いられるという、二重の搾取状況に置かれておりながら、彼らはそうした国家的要請に対し、進んで支え手となることの中に美と価値とを見出し出しているものであり、作者について言えば、彼らの農村認識そのものの中に、支え手としての可能性が根づいているのである。決して農民の狂信的・熱狂的な現象的側面を見てこのように言うのではない。後述のように彼らをして、そのように在らしめた潜在力のようなもの、彼らの社会認識や自己認識、さらにはそれらの総体としての存在認識の在りように注意したいのである。また、農民文学を例として見ているために農民を問題にしているが、これは農民に限定するのではなく、国民全体に敷衍することができる。

『戦没農民兵士の手紙』（岩手県農村文化懇談会編 昭36・4 岩波新書）には、秋田県出身の農民兵士達の家族友人に宛てた多くの書簡が収められている。彼らは検閲のためか、あまり露骨な形で厭戦的発言はしていない。しかしそれらの手紙の多くは、肉身や友人に対する切々たる思いを読む者に感じさせる。そして、彼等の書簡を読む限り、彼らの大半は主観的には戦争の完全な犠牲者なのである。彼らは明らかに、他律的に戦地に送り込まれたのである。しかし、死者に鞭打つ形の不遜な発言になるかも知れないが、「滅私奉公」という標語が最も雄弁に物語ってくれるように、「私」の立場を全体の認識によって止揚するのではなく、「滅私」とは主体の一次的・現象的抑圧（休眠）にしかすぎないのである。したがって、「奉公」にいで立つ以

前と以後との主体の自我構造そのものには全く変化はなく、以前からの私的所有の追求主体であることに変わりはない。何らかの事情で「公」によって「私」の抑圧解除がなされたとき、「私」は「公」に保障される形で歯止めなく私的所有の追求に突っ走るのである。拙稿「石川達三『生きてゐる兵隊』考」(注⑨)で登場人物笠原を問題にしたが、その筈原的傾向をうかがわせる兵士を、先の『戦没農民兵士の手紙』の中にも見ることが出来る。

『滿蒙開拓青少年義勇軍』(上笙一郎 昭48・2 中公新書)には「ナチス・ドイツですらも、そのようなことは考えなかった」ような、二三世紀の「少年十字軍にも匹敵する児童残酷事件」が報告されている。それは明治初年の屯田兵に似た「屯墾軍」としての成人の、滿蒙武装移民計画(昭7秋)が失敗に終り、その反省に立って「饒河少年隊」(昭9・9)が東宮鉄男によって私的に試みられた後、昭和一三年一月に正式に制度化されたものであった。「義勇軍」自体について詳しく述べる必要も無いが、この計画は擬制の滿州国を「日本民族を指導者とする五族共和の王道国家」にするために日本農民を移住させ、農村を建設することで滿州国を不動のものにしようとする計画であったらしく、一五才から一八才までの少年が敗戦までの七年余の間に、八万七千名近く送り込まれている。

このように見てくると、やはり支配権力の大陸侵略政策の犠牲に供せられた青少年群像が浮かびあがって来るはずである。しかしながら、彼らは内地訓練所と現地訓練所で訓練を受けた後、一戸あたり一〇町歩の耕地を所有することが約束されていたのである。少々厳しい言い方になるが、所有欲を媒介に「滅私」の姿勢をとりながら権力の支え手の位置に身を置いているのである。だから、「自己」が主観的に所属(帰属)する秩序の許容があれば、その所有欲はどこまでも延びること

が可能である。彼らは入植に際し「原則トシテ未利用地開発主義ニヨル」とされていたが、「土地開発上必要アル場合ハ、既利用地トイエドモ整備ヲナス」(滿州開拓政策基本要綱)『滿蒙開拓青少年義勇軍』所載)ことが許容されていることを盾に、「中國の農民たちが現に耕作し、村落をなして住んでいる土地そのもの」(同右)を入植地として選ぶという暴挙もあえてしているのである。ここに国家権力のエゴを代行する個人エゴを明瞭に見てとることが出来る。と同時に、権力側の秩序に組み込まれた者は、その同じ権力に守られた時、他に対しては権力そのものとして行為し得るといふ事実を見ることが出来るのである。そして何より重要なのは、そして当然と言えば当然ながら、支配していた者(公)と支配されていた者(私)との間に、さしたる質的相違がなかったからだと言える点である。先に農民は「二重の搾取状況に置かれておりながら、彼らはそうした国家的要請に対し、進んで支え手となることの中に美と価値とを見出し出している」と言ったが、そのようになり得るのも、このような構造によるのである。

このように見て来るならば、彼ら農民の行為が、支配者の提出する数々の標語によっていかに美化されようとも、それはつまるところ「おこぼれ」への期待の意識に支えられているのであり、そのような期待を持つこと自体、既に侵略政策の支え手としての自己を、日本国内に内在化する、ということになってははずである。

また兵士にしても、自覚的な意識の段階では滅私奉公(国)であり文字どおり命を滅するわけではあるが、自覚されない世界には、国家を媒介として、私の利殖が息づいていたはずなのであり、占領地における非戦闘員への略奪と残虐行為も、今見て来たような自我構造に根差しているものと思われる。

非常に荒っぽい見方ではあったが、支配され、権力の犠牲者である

はずの民衆が、支配者側の論理を支え、さらにはそれを行使する場合さえあることを指摘したつもりである。

さらに強引な見方をするならば、社会のピラミッド型権力構造の中にありながら、権力側の秩序観や価値観を先取りしたり行使したりすることによって権力者・支配者と一体化出来るかの幻想に陥り、その幻想を追い続けることによって結果的に支配者のエゴイズムを一体となって推進することになるのである。つまり民衆支配のピラミッドは被支配民衆が右の幻想を抱くことでますます不動のものとなるのである。民衆は民衆によって自己統制され、息苦しいあの暗黒時代を自ら形成して行ったと言えもするのである。

したがって、民衆の中でこの構造に否定的姿勢を守ろうとするとき、それは権力・支配者との闘いであると同時に民衆との闘いでもあるという、非常に苦しい立場に立たされることになったのである。

(三)

前節では支え手の姿について言及したが、それによって支配者の責任が弱められるというわけのものではなく、支配者・権力者は巧妙に権力の肩代わりを民衆にさせたことも見逃してはならない。

さきに平野氏のことを引いたが「しまいには形容詞ひとつでさえ、規格品めいたさまじり文句が生じ」るような「文学的荒廃」の状況は、「用紙配給割当案作成権」を持った「日本出版文化協会」の成立（昭和18・3）で頂点を迎えるわけで、出版界に対し「敵国側の利己的世界制覇の野望によって起こされたものであり、日本側はやむなく立ち上がった自衛のための戦争であることを強調せよ」という指示や、自国の無私な正当性の強調が強いられており（既出「近代日本史の基礎知識」）、

「国体の変革」や「私有財産制度の否認」に関する一切の発言は「治安維持法」で禁じられていた。というように、作品に描くべき内容が指定されている状況で、主体的創造的文学活動など望むべくもないのである。

民衆の相互規制的性格を持つ最大の組織「大政翼賛会^⑦」が結成（昭和13・10）されたことで一連の動きは加速されることとなったが、満州事変あるいはそれ以前から徐々に進行していた支配者の意志の雪だるまの拡大の帰結であったと見ることが出来る。歴史の動きや、特に人間の精神内容は、決して単一の原因によって動くのではなく複雑な要因と、水面下に蓄積された因子の結果であると思うが、一方では、演出されたファナチックな雰囲気の中に投じられたとき、無批判にその場の流れに流され勝ちである。そしてそのような狂信的雰囲気を作り上げる一つの場・方法として教育は大きな力を持ったようである。昭和10・3・23「国体明徴決議案」が衆議院で満場一致可決される。

4・10 「国体明徴の訓令」文部省
11・18 「教学刷新評議会」を設置

11・7・18 文部省、国史公民修身の「標準教科書」編集に着手
12・3・27 文部省、国体明徴の観点から中学・師範・高女・高校の教授内容を大幅改訂

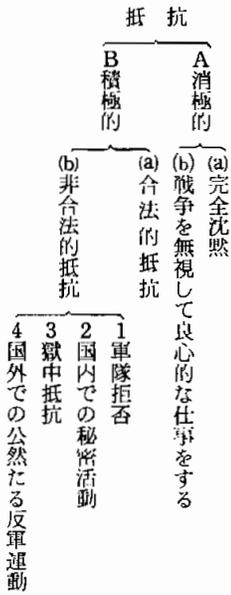
5・31 文部省「国体の本義」を編纂し全国の学校・社会教化団体に配布

7・21 文部省思想局を拡充し教学局設置
12・10 内閣に「教育審議会」設置

以上のような教育統制についての動きを見るだけでも、いかにたまたまかけるような目まぐるしさであるかがうかがえるが、そうした一連の動きの中で「国体の本義解説叢書」が教学局によって編纂発行されて

いるのである。全体で何冊ぐらいのものか詳かでないが、例えば久松潜一氏『我が風土・国民性と文学』や紀平正美氏『我が国体に於ける和』などには、実に強引な論理で、皇国史観と実学主義・功利主義・精神主義・農本主義・反合理主義といった雑多なものが権力の意志を先取りする形で組み立てられている。このような「叢書」は右記の一連の教育統制の上に立ち「国体の本義」教化のためのサブテキストとして配布されたのである。そしてこのような国民教化と平行して為された言論統制は先の「日本出版文化協会」の成立で、形式的にも完了したと言える。

さて、国家権力はあらゆる権力の中で最も正当な権力として、合法性の名のもとに強制手段を自由に行使用することが出来る、という意味のことを先にも記したが、時局追隨の姿勢をとる者は別として、体制の指向性と何らかの意味で抵触する内実を抱く場合、非常な困難に直面することとなる。家永三郎氏は『太平洋戦争』（既出）の中で戦時下抵抗の諸相について述べているが、図示するとつぎのようになろう。



そして家永氏はこのような分類について、
 (A)の(a)、(B)の(b)という両極端の場合には、全く戦争と対立した姿勢をとりうるのに対し、(A)の(b)や(B)の(a)の場合は、弾圧を回避する

ために一応ある限度で戦争を黙示的・顕示的に承認するかのごとき偽装をとらねばならぬことが多く、「便乗」と紙一重になったり、第三者から真実の確にとらえがたい形をとらざるをえない弱さをしばしば免れなかった。

と説明している。また(B)の(a)の具体例として、「商業ジャーナリズムが次第に戦争協力を余儀なくされていく過程で、明確な批判的言論を維持するために個人雑誌を刊行するという方法があった」として、桐生悠々氏『他山の石』・正木ひろし氏『近きより』・矢内原忠夫氏『嘉信』・生方敏郎氏『古人今人』などをあげている。

これらの個人雑誌にはそれぞれの立っている思想的な立場や配布の方法・言論弾圧を交わす方法などに相違が見られるが、特に注目しておきたいのは、正木吳氏が『近きより』戦争政策へのたたかいの記録―(附39・11 弘文堂)の「まえがき」で「いわゆる『奴隷の言葉』によって、合法線ぎりぎり述べ、逆説で表現し、毎号数千部を発行、配布しつづけた」と言っていることである。「奴隷の言葉」の定義についての正木氏自身の説明は、

言論統制という非人道的な枠に入れられていたので、直説法をもって表現し得なかった場合が多いのですが、様々な論理やパラドクスや反語や矛盾指摘や隠喩、直喩、その他、あらゆる文体の末から戦時日本を批判し、国民大衆の覚醒を促してやまなかったのであります。そしてこれが、戦時中における一国民としての最高度の善であったと確信するものであります

ということである(『更生日本に寄す』3、戦時中の私の文章― 附21・1『近きより』)。このような「奴隷の言葉」と名付けられている言語操作は、当時の文章の中に、かなり一般化することが出来ると思う。

ゴム鞠みたいに、俺は凹んでやる。頭を叩けば頭が凹む。腕を叩けばそこが凹む。腹を叩けば腹が凹む。が、折れない。どうしても折れない。壊れない。だが、あんまり空気を一パイに入れ過ぎると、パンクするおそれがある。そこで、空気は八分目にしとく。さうだ。俺は人間の理想を、これから八分目に於て、追求しなければならぬ。俺は軍人でも政治家でも、ましてや武士ではない。総てか無か、なんて無茶はやれない。(中略)ゴム鞠は押されただけしか凹みはしない。ましてや今に叩き潰されるだらうと思つて、自分からパンクしたりやしない。

右は葉山嘉樹「出発」(昭12・4「新潮」)の一節である。ここにも、擬装された奴隷宣言が読み取れるに違いない。葉山の場合自ら「政治論文」めいたものを否定していたので(昭8・7・22『葉山嘉樹日記』昭46・2 筑摩書房)直叙的な激烈さを持つ桐生悠々氏や論理的な正木吳氏に較べると、かなり後退したところからの「奴隷の言葉」となつてはいるが、しかし、「ゴム鞠」に封じ込んだ「空気」には、かなり鋭いものが感じられもする。

私は今農村に住んでゐるが、農村の真ん中で野菜は東京よりもウソと高い。そして其上質が悪い。いい野菜は東京に出すからである。⁽¹⁾物価が上つても、⁽²⁾商売が減つても、生活が苦しくなつても、村民は不平も云はないで、大いに銃後の守りをやつてゐる。

政府も軍部も、日支事変を長びかさないやうに努力してゐるやうである。村の人々も長びいたつて仕方がない、大いに銃後の守りはやると意気込んでゐるが、⁽³⁾どちらかといへば、平和な日が一日も早く帰つて来ることを望んでゐるのではないだらうか。

国を思ひ、国民を思ふ時、私は林房雄君見たいに熱中出来ない。私は日本を、そして国民を平和の中に発見したい。政府も軍部も

⑧ 亜細亜の平和のためにといつてゐるのだ。(無邪気な泥棒)

定村銀三様。

御身は北支に一兵卒として、東洋永遠の平和の為に戦つてゐる。御身たちのおかげで、われわれは空襲を受けることなく、まるで十年前と同じく、平和な日常の生活を享受してゐる。(慰問文)

「無邪気な泥棒」(昭12・9・29「早稲田大学新聞」と「慰問文」(昭13・10「文芸」)の一節である。ともに日常生活についての「平和」が述べられているが、「慰問文」の方は文章の性格の故か、日常生活の「平和」を肯定的に記しているように思える。微妙ではあるがこのような違いが何故生じたかは興味深い問題である。

ところで「無邪気な泥棒」だが、「銃後の守り」は当時の国民に戦時体制の自覚を促し、支配者の秩序の中に国民をまき込もうとする標語であったが、「無邪気な泥棒」の中で、体制側が求めるままの方向で使用されているだらうか。傍線④の「村民」は⑤の「不平も云はないで」がなければ④の「大いに銃後の守りをやつてゐる」に直線的につながり得るのだが、「銃後の守り」という国民(非戦闘員)に与えられた課題の方向に流れ込もうとしながら、①の「物価が上つても、商売が減つても、生活が苦しくなつても」を受けた③の「不平も云はないで」がその文脈の流れを阻止し、逆流させる効果を持つてゐる。「不平」を言ひはしないが「村民」の中に「不平」がないわけではなく、「云はないで」にすぎないのだという方向に読めてしまう。だから、一応「意気込んでゐるが」本当の「村民」の願ひは「銃後の守り」による戦争の遂行の方ではなく、「どちらかといへば」「平和」を求める方向にあるのだということを示す。⑤で「どちらかといへば」と曖昧な形で「村民」の願ひを提示しているようではあるが、

文」の脱稿は昭和十三年八月二十九日であり「本能」の脱稿が九月十三日である、というように執筆時期も近く、この頃葉山の内面に何らかの重大な変化が起き始めているようである。

紙幅の制限をかなり越えているので、葉山の問題をもう少し、微妙な変化の方面から見えておきたいところではあるが、後日に譲ることにする。注①の浦西氏のことばにも見えるように、葉山は確かにこの頃に転向をしているようである。しかし徳永直氏が「彼は最後まで虐げられる人々の味方であった。プロレタリア的観点に弱かつたとしても、少くとも虐げられる人々の味方であった」(「葉山嘉樹の位置」 附28・6「文学」と言い、その転向についても「ボキツと音をたてて折れるようなふうのものはあまりない」と言っているように、転向後も彼は時局への抵触感を抱いているのである。

葉山に限らず、昭和一〇年代を何らかの主体性によって生きようとした人々の文章に見られる文脈や文体の屈折した操作や、生活周辺への埋没は、体制側の弾圧を避けるためのカムフラージュであった。本節では正木氏が言う「奴隷の言葉」に注目し、葉山の文章によって検討して来たが、右に見て来たような文体・文脈の特徴は、意図的方法である反面、執筆主体内部の葛藤をも現わしているように思える。

暗黒の時代に自己の存在を見つめて生きることは、精神的・肉体的・経済的苦痛を伴うものであり、時として訪れる時局便乗的な志向性を否定し続けることが必要であった。彼らは単に支配者と言うより、支配権力を代行して行使する人々の強制とも闘わねばならず、さらに自己内部からの誘いの声とも闘わねばならなかったのである。

葉山は林房雄との「文学問答」(昭11・10「文学」)の中で「生活のどんな小さな隙間からでも、墮落は知らぬ間に這ひ込んで来るんだ」と言っている。複雑にからむ種々の要因の中で闘いの姿勢を守りなが

らも、大きな強力な流れに多くの人々は屈していったのである。

注

① 昭一三年九月禁錮四か月、執行猶予三年の判決が出た。判決理由に「皇軍兵士の非戦闘員殺戮、掠奪、軍紀弛緩の状況を記述したる安寧秩序を紊乱する事項」が作中に描かれていることがあげられている。作中の事実があるか否かではなく、描いたことを罰しているのである。

② 「生きてゐる兵隊」の評価はいろいろに分かれている。拙稿「石川達三『生きてゐる兵隊』考——評価の妥当性にふれて——」(昭55・12「奈良大学紀要」)、「石川達三『生きてゐる兵隊』考について」(昭56・3 奈良大学「国文学会報」)で、諸説とその検討を試みたので参照されたい。

③ 抹殺ということ言えば、内務省警保局が人民戦線派の執筆禁止を出版業者に通告(昭12・12)したり、中野重治・宮本百合子・戸坂潤の掲載を見あわせるよう内示(昭13・3)したりした。情報局の懇談会(昭16・12・9)の席上では、「嚴重に警戒すべき言論」として「政府および統帥府の措置を誹謗する言説」「政府、軍部との間に意見の対立があつたとする論調」「国民の間に反戦、厭戦気運を助長せしむるごとき論調」「和平気運を助長し、国民の士気を阻喪せしむるごとき論調」等々を示した(家永三郎「太平洋戦争」・「太平洋戦争下の思想的抵抗」 昭31・9「歴史と教育」)

④ 山田清三郎氏も『プロレタリア文学史』(昭42・2 理論社)の中で「特高の外廓団体」の中で「特高の外廓団体にたいする監視の強化」が「執拗な暴圧」に「かさなってコップ各団体にはようやく脱退者が続出し、ナルプもその例にもれなかった」と述べている。

- ⑤ 本来「保護観察法」は「観」であるが、中島氏は「監」の字を当てていることに注意したい。
- ⑥ 新聞資料構成「 \times 軍国美談 \times 」の構成（昭48・5 季刊『現代史』）には昭和七年から一〇年までの美談が紹介されているが、すでにこの段階でおびただしい美談が数えられている。
- ⑦ ここに架空の八農村の論理 \vee が構築され、やがてこの論理はヨーロッパ的なものに対する日本的なものという認識を介して日本全土を席卷する。非常に奇妙なのは、後に『国体の本義解説叢書』についても触れるが、この時期に、大正中期と似た思想状況が展開していることである。拙著『葉山嘉樹論』（昭53・6 桜楓社）のⅡの二三章参照。
- ⑧ 葉山嘉樹の作品「窮鳥」（昭10・7 『行動』）の挿入小説「積極的なる函舟」の中に出て来ることばを踏まえている。拙稿「葉山嘉樹『窮鳥』について——『箱舟』のパロディ——」（昭50・4 『解釈』）や「葉山嘉樹・昭和十年前後の二様相」（昭60・12 『日本文学』）で言及したが、大陸侵略によって権益拡大をはかる支配者・ブルジョアの「おこぼれ」という意味である。
- ⑨ 近衛文麿が発想した段階と発足後の「大政翼賛会」では大きな相違があるらしい。（後藤隆之助監修『昭和研究会』昭43・11 経済往来社）
- ⑩ 「他山の石」 昭9・12～16・9
「近きより」 昭12・4～24・10
「嘉信」 昭13・1～36・12
「古人今人」 昭10・8～43・4
- ⑪ 葉山の転向については謎と呼ぶ程ではないが、未解明の部分が多く、葉山自身は「僕には転向ということはありませんよ。」（松井恭平氏「葉山嘉樹の晩年—月柿の鳥屋など—」昭50・6 『葉山嘉樹全集』第

三巻付録『月報』②）と言っていたとのことである。全集第三巻の「氷雨」（昭12・12 『改造』）の「解題」で浦西和彦氏は、「この作品から著者の文学的転向がはじまり、それが『暗い朝』（中略）で完了したと思われる。」と述べている。「暗い朝」（昭13・4 『改造』）で「完了した」か否かはなお検討を要するが、この昭和一三年は、確かに葉山の転向であったようだ。しかし葉山の転向は徳永氏（後述）が言っているように「ボキツと音をたてて折れるような」ものではなく、転向に背を向けながら接近して行っているようで、これ以後の作品にも、殆んど常にと言ってよいぐらいに「奴隷の言葉」的な要素が感じられる。対米英開戦に際し、当時大政翼賛会文化部長であった岸田国土に宛てて「ソコクノナンニオモムキタシケンカンカゴヨウセンナドニニンムヲアタヘラレタシヘンマツ」と打電した（昭16・12・9）ことは有名である。

ところで『葉山嘉樹日記』を見てみると一個所、それまでのためらいがここでふっ切れたのではないかと思わせる部分がある。昭和十五年一月一六日、彼は木曾福島へ羽生三七の講演を聞きに行き、二日後の一八日には、講演内容の記録と思われる長い文章が記されている。この講演の内容は葉山研究上大切なポイントの一つではあるが、内容に関する記録は確認出来ない。石川真澄氏『ある社会主義者—羽生三七の歩いた道—』（昭57・3 朝日新聞社）にも出ておらず、羽生氏の私信でも確認出来なかった。

An Essay on Yoshiki Hayama

—Two ways of living during the last dark age—

Takashi ASADA

The literary men found themselves in a difficult situation during the last war. Two attitudes were shown by the literati. Some concealed a hostile attitude; others, an attitude of flattery. Yoshiki Hayama was opposed to the war.

This essay is introductory remarks about Yoshiki Hayama during the time of war.